

**鳥取県立布勢総合運動公園の障がい者スポーツ拠点整備に係る
基本計画策定等業務の調達実施について**

次の業務の受託者を公募しますので、ご案内します。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取県障がい者スポーツ拠点整備基本計画策定及び基本設計業務

(2) 業務の内容

①障がい者スポーツ拠点整備に係る基本計画の策定

ア 県立布勢総合運動公園を障がい者スポーツの拠点とするために必要な機能を備えた施設について、全国の事例を踏まえた専門的知見を反映し、規模、特色、工事・維持価格等の異なる拠点施設等のイメージを、3案提示すること。

イ 施設完成までの全体スケジュールを立てること。

ウ 障がい者スポーツ拠点整備に係る有識者検討会に参加し、委員等からの意見収集を行い、基本計画に反映させること。

②拠点施設の基本設計

①アで示される3案のうちの1案について、関係法令の規制、施設建設のための諸条件、国土交通省等関係機関の所与の条件、整備地環境等を踏まえた課題の整理及び必要な調査を行い、拠点施設の基本設計を行うこと。

(3) 契約期間

契約日から平成29年10月31日(火)まで(基本計画書は、平成29年8月15日(火)まで)

(4) 予算額

9,800千円(上限)(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 申込み方法、期限

本業務の受託を希望する者は、別添の申込要領に従い、平成29年4月26日(水)午後5時15分までに、応募申込みをし、その後必要書類を提出すること。

(6) 申込み、問合せ先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会(担当:大西)

電話:0857-50-1071 ファクシミリ:0857-50-1074

電子メール:torikensyospo@ts-sawayaka.jp

2 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

- (3) 平成 29 年 4 月 12 日（水）から本件業務の提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 国、他の地方公共団体、その他公的機関における調達に関し、(3) と同様の措置を受けていない者であること。

3 申込み内容の評価観点

- (1) 提案内容（事業の目的が正しく理解され、本県の障がい者スポーツの振興に寄与する内容となっているか）
- (2) 業務の実績（自治体等と連携した同種の計画策定、施設建設の実績）
- (3) 実施体制（技術者・有資格者を確保し、発注者と連絡を密にしながらスケジュールに沿った業務を遂行できるか）

4 提出書類

別添、申込要領のとおり。

5 受託者の決定

- (1) 受託者の決定は、発注者が選定する審査員審査により行う。
- (2) プレゼンテーション形式を原則とする。日時、場所は、申込者に対し別途通知する。

6 契約の締結

5により選定した者と契約締結に関する協議を行い、契約を締結する。協議が不調の場合は、5により次点であった者から順に契約締結に関する協議を行う。

7 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 提出書類の無効
 - 2 の参加資格要件を満たさない者からの提出及び虚偽の記載がなされたものは、無効とする。
- (2) 申込み費用
 - この申込みに要する一切の費用は、申込者の負担とする。
- (3) 著作権の取扱い
 - 県は申込のあった者からの提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 暴力団の排除

受託者が暴力団排除事項に該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。